

～新型コロナウイルスの影響下、事業継続に向け設備投資を図る事業者を支援します～

飛騨市中小製造業設備投資促進事業補助制度

目的

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、事業継続に向け設備投資を図る市内製造業者を支援し、経済の活性化を図ります。

対象者条件

市内にて営業する工場又は事務所を有する製造業者（日本標準産業分類に定める製造業。個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件をすべて満たしているもの。

- ・ 中小企業基本法に規定する中小企業であること
- ・ 販売する商品、サービス等が公序良俗に反しないこと
- ・ 市税等を完納していること

助成内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
中小企業設備投資促進事業	(1) 直接製造に係る機械・装置、工具・器具の購入、製作に要する経費 (2) 専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築に要する経費(※) (3) 直接製造に係る機械器具の改良・修繕又は据付けに要する経費 (4) その他販売促進に資すると市長が認める事業	補助対象経費の2分の1以内(1,000円未満の端数は切り捨て)	上限：50万円 下限：10万円

※サブスクリプション方式による購入は、一括払いの場合のみ1年間を限度として補助対象と認めます。

【下記の費用は対象となりません。】

- ・ 老朽化機械器具の維持修繕工事
- ・ ソフトウェアの更新費
- ・ 市外の事業所で使用する機械、器具等
- ・ 間接的に製造に係る機械、器具、付帯設備等（エレベータ、電気設備、エアコン等）
- ・ 備品、汎用性の高い消耗品類の購入費（例）車、パソコン、カメラ等
- ・ 既存設備等の撤去及び運搬に要する経費

申込み方法

- ・ 事業着手前に補助金交付申請が必要です。実施後、購入後の事後申請はできません。
- ・ 令和2年11月2日より申請受付を開始します。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】 ☎ 0577-62-8901